

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 12 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(提案理由)

本件は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったので、報告し、承認を求めるため、提案するものである。

専 決 処 分 書

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京田辺市国民健康保険税条例（昭和 3 6 年京田辺市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

上記のことについては、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分をするものとする。

令和 7 年 3 月 3 1 日

京田辺市長 上 村 崇

京田辺市条例第 2 1 号

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京田辺市国民健康保険税条例（昭和 3 6 年京田辺市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京田辺市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
(保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎課税額賦課限度額を超える場合には、基礎課税額賦課限度額）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が介護納付金課税額賦課限度額を超える場合には、介護納付金課税額賦課限度額）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 0 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 6 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 2 及び 3 (略)	(保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎課税額賦課限度額を超える場合には、基礎課税額賦課限度額）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が介護納付金課税額賦課限度額を超える場合には、介護納付金課税額賦課限度額）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 4 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 2 及び 3 (略)	軽減判定所得の算定方法の改正 軽減判定所得の算定方法の改正